

総社市職員コンプライアンス条例施行規則をここに公布する。

平成26年9月30日

総社市長 片岡 聡 一

総社市規則第25号

総社市職員コンプライアンス条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、総社市職員コンプライアンス条例(平成26年総社市条例第23号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(コンプライアンス外部委員会の組織及び運営)

第2条 条例第12条第1項に規定する総社市コンプライアンス外部委員会(以下「外部委員会」という。)は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、会務を総理し、外部委員会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 外部委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

6 外部委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

7 外部委員会は、必要があると認めるときは、事実関係人又は専門的な知識を有する者の出席を求め、意見を聴くことができる。

8 外部委員会の会議は、非公開とする。

(コンプライアンス推進会議の組織及び運営)

第3条 条例第13条第1項に規定する総社市コンプライアンス推進会議(以下「推進会議」という。)は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は副市長を、副委員長は政策監を、委員は総務部長、市民環境部長、保健福祉部長、産業部長、建設部長、水道部長、消防長及び教育次長をもって充てる。

3 委員長は、推進会議の事務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 推進会議の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

6 委員長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

7 推進会議は、必要があると認めるときは、事実関係人又は専門的な知識を有する者の出席を求め、意見を聴くことができる。

8 推進会議の会議は、非公開とする。

(関係機関等との連携)

第4条 推進会議は、不当要求行為の防止を図るため、岡山県警察本部、所轄警察署、公益財団法人岡山県暴力追放運動推進センター及び総社市顧問弁護士と緊密な連携を図るものとする。

(公益通報に係る調査)

第5条 外部委員会及び推進会議は、条例第16条の規定による調査または審査を行うときは、事実関係人に対し、必要な資料の提出を求め、説明及び意見を聴取することができる。

2 外部委員会及び推進会議は、条例第15条第1項に規定する公益通報者(以下「公益通報者」という。)の秘密を保持するため、公益通報者が特定されないように努めなければならない。

(書面による公益通報)

第6条 条例第14条第2項本文に規定する公益通報を行う場合の書面は、公益通報書(様式第1号)によるものとする。この場合において、公益通報の内容を客観的に証明できる資料等がある場合は、これを添付するものとする。

(公益通報の審査等の通知等)

第7条 条例第16条第1項の規定による通知は、前条の公益通報書の写しを外部委員会へ提出することにより行うものとする。

2 条例第16条第2項の規定による報告は、公益通報調査報告書(様式第2号)によるものとする。

3 条例第16条第4項又は第5項本文の規定による通知は、公益通報審査結果通知書（様式第3号）によるものとする。

（要望等の記録）

第8条 条例第18条第1項の規定による要望等の記録は、要望等記録兼報告書（様式第4号。以下「報告書」という。）に必要な事項を記載して行うものとする。

（要望等の移送）

第9条 職員は、当該職員が所管する職務以外に関する要望等を受けたときは、当該要望等を所管する所属の職員に適切に移送するものとする。

（要望等の報告等）

第10条 職員は、報告書により、当該職員の所属に係る部長まで報告するものとする。

2 職員は、前項の規定により部長まで報告した後、速やかに、当該報告書の写しを総務課長に提出するものとする。

（不当要求行為監督責任者等）

第11条 不当要求行為による被害を防止するために必要な措置を講ずるため、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第14条第1項の規定に基づき監督責任者及び防止責任者を置く。

2 監督責任者は、部の長（相当職を含む。）をもって充てる。ただし、監督責任者が所属長（課及び課に相当する組織の長をいう。以下同じ。）の場合には、防止責任者を兼ねるものとする。

3 防止責任者は、所属長をもって充てる。

（監督責任者の責務）

第12条 監督責任者は、不当要求行為の防止及び対策に関する部内の総括、連絡調整、情報交換、相談及び指導並びに推進会議との連絡調整を行うものとする。

（防止責任者の責務）

第13条 防止責任者は、所属職員の公正な職務の遂行の確保に努め、その行動について適切に指導監督しなければならない。

2 防止責任者は、それぞれの職場において不当要求行為が発生し、又は発生するおそれがあると認めるときは、直ちに相手方に対して注意又は警告を発し、退去を命じ、排除を行い、その他適法かつ公正な職務の遂行を確保するために必要な措置を講じなければならない。

3 防止責任者は、部内等に監督責任者がいない場合には、前条に規定する監督責任者の責務も果たすものとする。

（不当要求行為防止対策推進員）

第14条 不当要求行為の被害の防止を図るため、不当要求行為防止対策推進員（以下「推進員」という。）を置く。

2 推進員は、所管する業務に関して発生した不当要求行為について、防止責任者を補佐しなければならない。

3 推進員は、各課（課に相当する組織を含む。）から市長が指名する。

（不当要求行為に係る職員の責務）

第15条 職員は、不当要求行為があった場合は、これを拒否するなど毅然とした対応をしなければならない。

2 不当要求行為により職員その他の者に切迫した危険があると思料される場合には、所属長若しくは上司の指示又は職員自らの判断により、警察への通報その他の必要な措置を講ずるものとする。この場合において、職員は条例第20条第1項の規定による記録に添えて当該措置の内容を報告しなければならない。

3 職員は、不当要求行為に対して相互に協力して対応しなければならない。

（不当要求行為に係る調査）

第16条 外部委員会及び推進会議は、条例第21条の規定による調査又は審査を行うときは、事実関係人に対し、必要な資料の提出を求め、説明及び意見を聴取することができる。

（不当要求行為の報告等）

第17条 条例第20条第1項の規定による報告は、不当要求行為報告書（様式第5号）によるものとする。

（不当要求行為の記録の提出等）

第18条 条例第21条第1項の規定による記録の提出は、条例第20条第2項の規定により提出された不当要求行為報告書を外部委員会に提出することにより行うものとする。

2 条例第21条第2項の規定による報告は、不当要求行為不提出報告書（様式第6号）によるものとする。

（不当要求行為の審査の通知）

第19条 条例第21条第6項の規定による通知は、不当要求行為審査結果通知書（様式第7号）によるものとする。

（調査の事務補助）

第20条 外部委員会及び推進会議は、条例第16条及び第21条の規定による調査又は審査を行うに当たり、事務局に調査又は審査に関する事務補助を行わせることができる。

（公表の方法）

第21条 条例第8条、第16条第6項、第17条第1項及び第3項、第21条第7項並びに第22条第2項の規定による公表は、総社市公告式条例（平成17年総社市条例第3号）に定める掲示場に掲示して行うほか、市広報、ホームページその他の必要な方法により行うものとする。

（その他）

第22条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

公 益 通 報 書

年 月 日

様

氏名（職員にあつては、所属及び職名も記入）		
電 話 番 号		
公益通報事実	具体的な内容	
	証 拠 等	
公益通報の対象となる者の所属、職名及び氏名		
調査及び審査の結果の通知の希望		<input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 希望しない
希望する場合の送付先		

- 1 不正な行為の根拠を示すことができる場合は、匿名で通報ができます。
- 2 証拠等の欄には、具体的な証拠の所在を記入してください。また、差し支えなければ、証拠の提出をお願いします。

公益通報調査報告書

年 月 日

総社市コンプライアンス外部委員会会長 様

総社市コンプライアンス推進会議委員長

公益通報の事実について、調査を行った結果を次のとおり報告します。

受 理 年 月 日	年 月 日
公 益 通 報 の 方 法	
公 益 通 報 者 の 氏 名 (職員にあっては、所属及び 職名も記入)	
公 益 通 報 の 内 容	
公益通報の内容が事実でないと認める理由又は公益通報に該当しないと判断した理由	

公益通報審査結果通知書

年 月 日

様

総社市コンプライアンス外部委員会会長

公益通報の事実について、調査及び審査を行った結果を次のとおり通知します。

受 理 年 月 日	年 月 日
公 益 通 報 の 方 法	
公 益 通 報 者 の 氏 名 (職員にあつては、所属及び 職名も記入)	
公 益 通 報 の 内 容	
調 査 及 び 審 査 の 結 果	

(※ 条例第16条第5項の規定により通知する場合は、「公益通報者の氏名」欄は省略する。)

要 望 等 記 録 兼 報 告 書

所 属		受付日時	年	月	日	時	分
対応した職員の職名 及び氏名							
受 付 形 態	<input type="checkbox"/> 窓口 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> メール <input type="checkbox"/> その他（ ）						
要望者の住所, 氏名等 （団体にあつては, 団 体名, 代表者の職及び 氏名）							
要 望 等 の 内 容	<input type="checkbox"/> 要望 <input type="checkbox"/> 提言 <input type="checkbox"/> 相談 <input type="checkbox"/> 苦情 <input type="checkbox"/> その他 ※記入できない場合は別紙に記入し添付						
報 告 欄 供 覧							
対 応 方 針							
対 応 結 果 供 覧							
対 応 結 果							

不 当 要 求 行 為 報 告 書

年 月 日

所 属	
対応した職員の職名及び氏名	
所属長又は上司の職名及び氏名	
不当要求行為のあった日時	年 月 日 時 分
相手方の住所及び氏名 (団体にあつては、団体名、 代表者の職及び氏名)	
不当要求行為の対象事務	
不当要求行為の内容	
対 応 の 状 況	
備 考	

推 進 会 議 記 入 欄	外部委員会の調査・審査が <input type="checkbox"/> 必要 <input type="checkbox"/> 不要
---------------	--

不 当 要 求 行 為 不 提 出 報 告 書

年 月 日

様

総社市コンプライアンス推進会議委員長

所 属	
対応した職員の職名及び氏名	
所属長又は上司の職名及び氏名	
不当要求行為のあった日時	年 月 日 時 分
相手方の住所及び氏名 (団体にあつては、団体名、 代表者の職及び氏名)	
不当要求行為の対象事務	
不当要求行為の内容	
不 提 出 の 理 由	
備 考	

外 部 委 員 会 記 入 欄	外部委員会の調査・審査が <input type="checkbox"/> 必要 <input type="checkbox"/> 不要
-----------------	--

不当要求行為審査結果通知書

年 月 日

様

総社市コンプライアンス外部委員会会長

不当要求行為に該当するか否かについて、調査及び審査を行った結果を次のとおり通知します。

所 属	
対応した職員の職名及び氏名	
所属長又は上司の職名及び氏名	
不当要求行為のあった日時	年 月 日 時 分
相手方の住所及び氏名 (団体にあつては、団体名、 代表者の職及び氏名)	
不当要求行為の対象事務	
不当要求行為の内容	
審 査 結 果	不当要求行為に <input type="checkbox"/> 該当する <input type="checkbox"/> 該当しない
外 部 委 員 会 の 意 見	